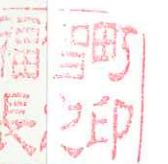


田川地域水道事業の統合に
関する覚書

田川地区水道企業団

田	川	市
川	崎	町
糸	田	町
福	智	町



田川地域水道事業の統合に関する覚書

田川地区水道企業団（以下「企業団」という。）と田川市、川崎町、糸田町、福智町（以下「構成団体」という。）は、水道事業を統合するため、関係する基本的事項について、次のとおり覚書を締結する。

（統合の目的）

第1条 この統合は、水道事業の経営基盤、技術基盤の強化と安定した経営を行うことにより、構成団体の水道使用者に対して、より安全で安心な水道水を安定的に供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的とする。

（統合の期日）

第2条 統合の期日は、平成31年4月1日を目途とする。

（統合の方法）

第3条 第一段階として、田川地区水道用水供給事業（以下「用水供給事業」という。）が、田川市水道事業、川崎町水道事業、糸田町水道事業、福智町水道事業（以下「末端水道事業」という。）を譲り受け、田川地区広域水道事業を創設し、経営の一体化（以下「経営統合」という。）を行う。第二段階として、経営統合後着手する新浄水場の建設の完成（目標年度平成34年度末）と同時に、用水供給事業と末端水道事業の統合（以下「事業統合」という。）を行う。

（水道事業用資産）

第4条 企業団と構成団体は、統合時において、水道事業の用に供しているすべての資産等を経営統合後の水道事業に引き継ぐことを基本とする。ただし、末端水道事業が保有する資産のうち、固定資産の投資に属する基金及び投資有価証券は引き継がず、流動資産に属する現金預金については、末端水道事業の平成29年度決算における水道料金収入の2分の1に相当する金額を引き継ぐこととする。

（水道料金）

第5条 水道料金は、事業統合まで現在の末端水道事業の水道料金を据え置くこととする。その後、事業統合時に統一するものとする。ただし、事業統合後の水道料金が事業統合前の水道料金を超える場合は、経過措置として事業統合後5年間、従前の水道料金を適用することとする。

（今後の協議）

第6条 企業団の規約の変更内容については、経営統合までの間において構成

団体の間で協議する。

(今後の対応)

第7条 構成団体の長は、今後、本覚書の内容に基づき、水道事業の統合に向けた対応を行うこととする。

この覚書の証として本書5通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有するものとする。

平成30年3月30日

田川地区水道企業団
企業長 田川市長

二場 公人



田川市長

二場 公人



川崎町長

手嶋 秀昭



糸田町長

佐々木

淳



福智町長

嶋 野

勝





上海圖書館藏